

配 賦 整 理 書

Wireless City Planning 株式会社

1. 固定資産

- (1) 移動電気通信役務データ伝送役務携帯電話・BWA（移動電気通信役務のうち音声伝送役務以外の役務（以下「移動データ携帯電話・BWA」という。））にすべて供しています。

2. 固定資産の役務別配賦基準

- (1) 移動データ携帯電話・BWAにすべて供しているため、按分していません。

3. 営業収益

- (1) 移動データ携帯電話・BWA、および電気通信事業以外の事業について、その発生が個別に判断できるものはそれぞれに集計しています。
- (2) 電気通信事業と電気通信事業以外とに関連する売上または売上値引は、各事業の営業費用額比を用いて、それぞれの事業に配賦しています。

4. 営業費用

- (1) 移動データ携帯電話・BWA、および電気通信事業以外の事業について、その発生が個別に判断できるものはそれぞれに集計しています。
- (2) 電気通信事業と電気通信事業以外とに関連する費用については、電気通信事業会計規則別表第一に掲げる基準を原則として、適正な基準によりそれぞれの事業に配賦しています。

5. 営業費用の役務別配賦基準

- (1) 該当事項はありません。

6. 営業費用の役務別配賦手順

- (1) 該当事項はありません。